

# 住民参加論と評価論

山谷 清秀

## 概要

本稿では政策過程における「評価」が、住民参加論においてどう位置づけられてきたのかを論ずる。前半では住民参加論をもとに、「住民参加」の概念を整理し、その射程を確認するために、参加の主体、参加の目的、そして政策過程のどの段階に参加するのかという各視点から見ていく。後半では、「評価への参加」において何が重視され、何が期待されたのかを確かめるため、外部性、前提条件、効果の各観点から整理する。

## 1. はじめに

政策学、行政学、地方自治論において、住民参加は重要な柱の1つであった。地方自治の重要性が説かれるとともに、住民が意思決定の場に参加することの必要性が訴えられてきた。しかし、住民が参加すること自体に対しては一定程度の共通理解がある一方で、どのように参加するのが望ましいのか?と問われると、まさしく百家争鳴である。参加の方法についても、行政学では、広聴や相談、苦情対応から、コンセンサス会議やミニ・パブリクス、構想日本が各地で開催する「自分ごと化会議」などが参加のバリエーションとして論じられてきた<sup>1</sup>。また科学技術社会論が論じてきたサイエンスコミュニケーションも射程に入ってくるだろう。

いずれの手法においても、住民の意見をもとにした政策の形成や見直しが重要であるという共通点があり、それはたしかに大義名分である。

しかし、住民参加の概念の範囲をめぐっては、かなりの議論の幅がある。すなわち「なにをもって参加とみなすのか」という問題である。ましてや、実際のところ政策過程における評価段階に焦点を当てた住民参加論は、少なくとも行政学や地方自治論の領域では少ない。

本稿では、以上の問題関心を中心に、住民参加論が政策過程における「評価」をどのように認識してきたのかを議論する。そのために、前半では住民参加論の既存研究を①広義・狭義の参加、②参加の主体、③参加の目的、④参加の(政策過程における)タイミングという4つの視点から整理する。後半では、評価への住民参加が論じられているところで、上の4つの視点と照合しつつ、とりわけ重視される視点として、⑤外部性、⑥参加の前提条件、⑦参加の効果に切り分けて論じることとする。

## 2. 住民参加論の射程

### 2.1 広義・狭義の参加

地方自治論における参加論にはいくつもの論点がある。そのうち最大のものは、「住民参加」とそれ以外の住民の意見を聴く仕組みとの境界線の問題であろう。つまり、広聴や相談と参加はちがうのか。あるいはなにをもって「参加」とみなすか、という問題である。

広義の参加論には、パブリックコメント、パブリックインボルブメント、アンケート・意識調査、苦情処理、相談、ワークショップ、審議会、協議会、市民会議、市民委員会、行政懇談

<sup>1</sup> 視野を拡げれば、いわゆる選挙や利益団体も参加の枠組みで論じられることがある。

会、直接請求、住民監査請求、住民訴訟、請願といった、広聴と呼ばれる範囲のものまで含まれる。もちろん、コンセンサス会議やミニ・パブリクスと呼ばれるものも参加の概念を説明する一手段として語られる。要するに、住民と行政とが接触し、住民が意見を述べることのできる機会はすべて参加ととらえてきた。

ただ、参加の条例化が進められたり、情報公開条例の登場による参加の周辺環境整備が進められたりした1970年代や80年代における参加論は、もう少し厳密に参加の定義を試みてきた。これが本節でいう狭義の参加論である。

たとえば、篠原（1973：5-9）や西尾（1975：45-70）は参加を3つに分けて議論している。第1に、都市における富裕層・中間層による市民自治確立のための参加である「市民参加」、第2に、事業対象地域の住民と行政機関との交渉を中心とした「住民参加」、第3にコミュニティ活動への参加である「コミュニティ参加」である。

また、寄本（1981：141-2）は、参加とみなすには「意識」が必要であるという。それは、互いに自己の権利や主体性を保ちながらも、当該の社会問題については相互の理解と協力（責任の分担）のもとでより良き対応策を築いていくとする意識のことである。

さらに佐藤竺（1976：50）は住民参加が必要な理由として、①行政需要間の優先順位決定・住民の利害調整を行うためには共同の決定が必要なため、②住民意識の変化によって、住民の発言権増大とあわせて、住民サービスの徹底が求められるため、③行政の独善化阻止そして議会の補完のため、の3点をあげる。

この背景として佐藤竺（1989：208）は「自治体の行政が拡大し、限られた財源でそれを実施するために優先順位を決めたり、あるいは住民の協力を求めたりしなければならなくなったが、議会がその機能を十分に果たせないので住民がそれを補完しなければならなくなった事情がある。また、住民全体の利益のためにつくらなければならない施設が、その周辺の住民にとっては迷惑なものであるような場合、住民が

利用者＝加害者としてみずから被害者との調整にあたる必要も出てきた」という。

したがって佐藤竺は次のように参加を定義するのである。「利害の多様化するなかで、住民たち自身とその間の調整の責任を負う。それとともに、行政の側は、参加する住民に対して、決定権の共有をゆるし、代わって住民の側は、決定に対する責任を分有しなければならない」（佐藤竺 1976：50）。そのうえで、「とりわけ行政の客体＝被支配者にすぎなかった住民が、いまや180度転換して、その主人公＝支配者にふさわしく、責任をもって行政に主体的にかかわっていくことにみいだされなければならない。したがって、ただ単に行政に意見を述べるとか、その執行の手伝いをするといった程度のものを住民参加と呼ぶわけにはいかない。住民参加とは、たとえば住民の利害が対立して簡単に調整がつかず、事業が進まないごみ処理場の建設に対して、住民が他人事のような傍観者の立場をとることなく、積極的にその調整に乗り出して主人公としての責任を果たすといったことを指すのである」（佐藤竺 1990：130-1）。

こうした佐藤竺の指摘を受けて、今川（2014：6-7）は、行政と住民との間で発生する個別の相談や意見の申出からなる「垂直的關係」ではなく、住民同士による「水平的利害調整」が重要だという<sup>2</sup>。佐藤竺の参加論は、西尾や篠原の参加概念に加えて、住民同士の利害調整までを射程に収めているところに特徴があるといえよう。

すなわち、佐藤竺は地域における特定の施設建設を想定した議論を展開するが、その施設への賛否にかかわらず、行政の限界もふまえて、住民対行政という個別の（主に対立した）関係から脱却し、住民自身が地域の利害調整の決定権とその責任を負うことを要請する。

このこともふまえて、佐藤竺（1976：95-6）は、広聴や公聴会・審議会を住民参加として扱うことを、住民参加の「過小評価」と批判する<sup>3</sup>。こうした見方は佐藤竺だけではない。パブリックコメントを「偽エンパワーメント（pseudo-empowerment）」（Mark and Shotland 1985：617-8）と呼ぶ例や、住民に対して行政が行う満足度調

<sup>2</sup> この今川の論については、もちろん住民と行政の個別な関係を否定するものではない。両者は補完し合うものであると今川は述べる（今川 2014：12-4）。

<sup>3</sup> 逆に、参加を直接民主制の延長線上で語り、議会の代替物と認めてしまうことを過大評価であると佐藤竺はいう（佐藤 1976：95-6）。

査やアンケートは、政策への満足を促す、むしろ広告戦略で「消費者参加型マーケティング」である(高橋 2004: 433)と指摘する例もある。

同様に、牧田(2007: 147)は住民参加の形態を行政主導型と住民主導型の2つに分ける。前者は意向・満足度調査、地域需要分析、代表者抽出からの調査、特定の市民や組織からの意見聴取、住民投票、意見募集、公聴会・住民説明会、シンポジウム開催であり、後者は市民会議であるという。住民主導型の場合、住民自ら会議の運営やルール設定を行う点に意義を認める一方で、行政主導型は行政の「かくれみの」になったり、一部の住民の参加しなくなり、住民の支持が得られなかったり、行政側の立場に立ちやすい有識者に独占されたり、あるいは代表性に問題がある点が指摘される(牧田 2007: 152-3; 秋元 1976: 16; 森田 2006: 120)

以上の議論からは、参加論には2つの軸があることがわかる。1つは参加の程度の軸である。自治や交渉、主体性、利害調整、共同の決定といった言葉に表れるように、単に行政に対して意見を申し出る機会のことを参加概念で説明するのではなく、むしろ決定過程に住民が実質的に参加する機会を説明しようというところに特徴がある。もう1つは、参加の機会をつくる主導権を住民と行政のどちらに持たせるのか、という軸である。この2つの軸を念頭に、その高低を段階に分けて区別したのが、Arnsteinの階梯のモデルである(表1参照)。自治体を想定してArnsteinの階梯に手を加えたものが、表2のBurnsの12段階である。見てわかるとおり、

表1 市民参加の階梯の8段階

市民コントロール	市民 支配
権限移譲	
パートナーシップ	
懐柔	体裁 主義
協議	
情報提供	
セラピー	非 参加
操作	

出典: Arnstein (1969: 217)

表の上部に向かうほど住民の実質的な参加の程度は高まり、また住民の主導の程度も強くなる。

この場合の「非参加」は、一見ネガティブな意味のようにとらえられるがそうではなく、情報提供や健全な協議、良質なサービスは住民参加の持続性と連動する(Burns 1994: 167)。佐藤竺もあくまで住民参加の概念を狭義でとらえるだけであり、広聴や相談の意義を否定しているわけではない。

ArnsteinやBurnsは、図のとくに上層部、たとえば「権限移譲」や「委託された支配」においては、公共サービスとその財源の管理・運営に直接関与・統制を想定しており、これは協働概念にも通ずるところである。やはり「市民支配」においては、自治体から独立して計画・地域・施設を統治する権限を一定程度持つことが想定されている。

ただ、注意したいのは、住民が決定過程に参加することと、住民が行政に対して主導権を持つことが常に共にあるとは、必ずしも自明ではない。たとえば行政が主導する参加の機会であっても、意見表明の機会ではなく住民が決定過程に参加する機会として成立することは十分想定されるはずである。

表2 市民参加の階梯の12段階

独立した支配	市民 支配
委託された支配	市民 参加
代表による支配	
パートナーシップ	
限定的分権 政策決定	
効果的諮問機関	
真の協議	非 参加
良質の情報	
顧客配慮	
まずしい情報	
冷笑的協議	
市民への誇大広告	

出典: Burns (1994: 162-3)

## 2.2 誰が参加するのか

本稿で住民参加論の第2の論点として提示するのは、参加の主体についてである。要するに住民参加における「住民」とは誰なのか？という問題であると同時に、「住民だけでいいのか？」という問題でもある。

金井（2021：248-9）は自治体との関係から住民を分類する。①市民としての住民（主権者）、②行政対象としての住民（利害関係者、サービス受益者）、③公務の担い手としての住民（公務住民）である。いずれの場合をとっても、参加の意味は著しく変わってくる。単純に考えれば、狭義の参加論は①を想定しており、②が行政からのサービスを一方的な受け手としての住民を想定することを考えれば、これは広義の参加論における主体であるといえよう。これに対して、③は逆にサービスを提供する側の立場になる。それ自体「参加」ないし「協働（co-production）」といった概念で説明されてきたことである<sup>4</sup>。

NPM（New Public Management：新公共経営）の発想による行政改革に特徴づけられる「顧客志向」は、②を想定する。住民を行政サービス・公共サービスの消費者としてとらえ、満足度調査やアンケート調査によって消費者の選択肢の拡大や嗜好の調整を図る。行政運営における顧客志向の登場とあわせて、CRM（Customer Relationship Management）の概念もあらわれた。ICT化の進展とともに、データとして集められた住民の意見をもとにした窓口改革によって、利用者である住民の利便性の向上を図り、顧客＝住民との良好な関係構築のインターフェイス形成を目指す議論も相次いだ（榎並 2002：55）。

顧客志向が、従来行政に「お客様意識」がなかったことによる尊大さへの批判の反省から生まれた一方で、住民を客体として扱うことに変わりがないと批判する者もいる。CRMに代表されるように、住民を顧客として扱う満足度調査やアンケート調査は、行政内部プロセスに住民が入り込むのを許さず、あくまでもアウトプットとして出てきたものに対して住民の意向

を伺うものである。「仮説が大枠から外れていないかを検証するもの」（高橋 2002：176）で、主導権は行政にあり、行政自身の発想が転換されることなく数値化で正当化されたものが出てくると厳しく批判する者もいる（高橋 2002：165）。住民を客体として扱った結果として住民の市民的自覚が欠ければ、行政は住民の要望対象に過ぎず、行政の民主的統制からかえって離れるというのである（佐藤竺 1989：204-5）。Hood（1986=2000：200-7）も、消費者満足の視点で行政サービスを論じるのは困難と指摘する点で、共通する。

こうした参加をめぐる争点は、先述した狭義の参加と広義の参加のどこまでを「本質的な参加」として認めるか、という議論と軌を一にする。

他方で、住民を「市民」として扱うことに批判的な議論もある。牧田（2007：46-51）は、「参加するのが前提」という市民ではなく、「実態的住民」「生身の住民」を参加の主体として想定すべきという。それは第1に、住民は皆時間を持って余しているわけではなく、空いた時間の隙間を縫って参加するボランティアであるし、第2に生身の人間として持つ喜怒哀楽やエゴを重視した観点である（牧田 2007：15）。すると、形式的・表面的な参加ではなく、生身の人間同士のエゴのぶつけ合いが実質的な利害調整の機会へとつながると考えるのである。今川（2014：5-6）もまた「生活者としての住民」という見方を重視する。

こうした住民に対する見方は、住民運動から住民参加への道程に沿った1960年代や70年代の参加論を引き継ぐように、秋元（1976：18）も指摘する。すなわち、居住地区の公共施設や環境改善にかかわる問題において、整備阻止や新たな施設の要求、反公害といった生活基盤防衛のような運動がくり返されることで、意識と行動の体系としてのコミュニティが形成されるというのである。

さて、以上の議論は住民個人あるいはその集合体を前提にした見方であるが、参加の主体として、自治会・町内会、地域自治組織、市民活

<sup>4</sup> こうした参加論は、「新しい公共」概念との類似性がみられる（宮川 2023）。行政によって独占的に担われてきた領域に住民が入り込むことの意義について、行政の民主的統制の観点から論じる者と、経済的不効率性や政府規模の縮小の観点から論じる者として同床異夢がみられるのである。

動団体、マスメディアといった組織を想定する場合もある。たとえば西尾(2000:29-32)は「従来の市民参加・住民参加にとらわれず」、メディア、NPO等を含めた民間のすべての主体を想定すべきと指摘する。また、NPOは参加の主体というだけでなく、市民参加の受け皿として「市民性創造」の役割を担うことで、市民参加の機会を提供し、公と私の断絶状態を解消すると指摘する者もいる(田中2008,2011)。

ただ、そうした媒介としてのNPOの存在に疑いの目を向ける者もいる。その理由は、①ほとんど存在しない、②NPOの構成員がスキル不足で現実的な担い手ではない、③そのうえNPOは住民の一部に過ぎない、である(高橋2004:448)。こうした批判は、批判の内容それ自体だけではなく、住民とは誰か/誰であるべきか、一部の住民による参加のなかが望ましくないのかという主体の問題、ないし住民の代表性の問題につながる。

佐藤竺(1989:209)は一部の住民しか参加しなくとも、「大事なことは参加したくなる者を増やす努力が続けられることと、参加できる場が身近なところに用意されていること」に意義があると述べる。

もう1つ、参加の主体をめぐる議論で重要なのが、争点次第のところである。すなわち、政策問題が悪構造であれば、基本的な問題の定義や評価基準の設定の前提となる価値や認識にコンフリクトがあり、可能な限り幅広い参加が必要となるというのである(秋吉2022:66-8)。ただ、こうした問題の設定に関しては、NIMBY(Not In My Back Yard<sup>5</sup>)問題において狭く深い「受苦圏」と広く薄い「受益圏」の2つの言葉でよく語られるように、被害の程度の大きい特定の受苦者に対して、利益の程度が薄い(あるいは認識しにくい)受益者が広域で不特定であり、本来望むべき幅広い参加は困難なものになる。

### 2.3 何のための参加なのか

住民参加の第3の論点は、参加の目的である。もちろん行政の民主的統制であったり、行政の

政策形成過程に住民の意見を反映させたりといった目的が上位にあるが、ここでは具体的なところを3点指摘したい。1つ目は、松下(2005:194)がいうように、自治体の計画を「作文」から転換させる点である。行政職員だけでつくられる、現実味のない、背景となる事実のない計画を現実を引き寄せるのが住民参加の役割であるという。こうした見方は、防災や男女共同参画といった個別の分野でも、「行政による行政のための計画からの脱却」といった意義を据えられて住民参加が展開されてきたところである(鍵屋2011:3)。

2つ目は、自治体の計画は、行政だけで達成できないという点である(佐藤徹2004:70-1)。1つ目が住民によって現場情報を計画に反映させるところに力点を置いているのに対して、こちらは実施やその先にある評価までを視野に入れた観点である。

3つ目は、行政過程をオープンにし、住民と行政との間の情報の非対称性を解消する点にある。クローズドな行政過程にくわえて、住民と行政との情報の非対称性は、住民が自らの意思・利益を反映できない原因の1つとなる(新谷2003:120)。だからこそ、参加によってその状況を解消する必要がある。

だが新谷が注意するように、先述した偽エンパワーメント(pseudo-empowerment)のような手法は、たしかに行政過程の透明性を高める一方で行政側のコントロール手段として機能するため、住民ではなく行政の価値ばかりが反映される危険性はある。新谷が強調するのは、行政の過程のなかの一部に参加を位置づけるのではなく、むしろ住民にとっての学習と利害調整の場として参加を位置づける点にある。

### 2.4 いつ参加するのか

本稿で提示する4つめの論点は、政策過程のどの段階において参加するのかという参加の対象をめぐる議論についてである。この点については、次の4つについて言及ができる。

1点目は、当初の参加論が政策過程における課題設定や立案、決定の段階を想定していたこ

<sup>5</sup> 社会全体としては必要な施設であるが、近隣住民にとっては建設してほしくない施設のことである。

とである。参加はとにかくニーズの発見とそのニーズの政策への転換を一義的な目的としていた(Lazarsfeld et al. 1975=1989)。佐藤竺(1989:209)はやはり住民参加の意義を住民相互の、とくに加害者と被害者(ないし受益者と負担者)の利害調整に見出す。逆に受益と負担が明瞭な題材は参加を呼びかけやすいという。「市民参加の必要な行政の分野は、自治体の基本構想や計画など(中略)の策定、(中略)計画づくり、特定の施設づくりや施策などとくに利害調整の必要な執行段階などある程度限定されたものにとどまろう」(佐藤竺 1989:208)という指摘や、参加は決定・執行に限定して想定されていたという指摘(牧田 2007:8-9)もあり、評価の段階への参加は、政策学自体が評価の段階に注目したのが遅かったこともあり、あまり想定されてこなかったようである(平岡 2005:220)。

2点目は、行政への参加なのか否かという見方である。たとえば稲継(2003)や今井(2006)は政治参加と行政参加に分ける発想をとる<sup>6</sup>。稲継(2003:46)は、当初の市民参加は政治参加(すなわち政策決定への参加)であり、その後参加概念・実践の拡大とともに、協働概念が参加概念に合流し、決定過程だけでなく、Plan、Do、Seeのすべてのサイクルを対象とするようになったと述べる。今井(2006:87-92)は、政治参加は選挙、住民投票、直接請求制度であるとし、行政参加はまちづくりのワークショップ、さらには指定管理も含まれるという。

同様の発想で、「政策過程への参加」と「行政過程への参加」と区別する者もいる。牧田(2007)は前者を住民投票や住民運動、パブリックコメントや広聴も含まれる概念だと述べる。これに対して高橋(2004:448)は行政過程への参加を住民対行政の形式であるにとらえ、ルーティンのカイゼンであると述べる。他方で政策過程への参加は、多様なアクターによる中長期的な政策の転換であると述べ、毎年繰り返されるカイゼンにおける参加ではなく、そうした循環からの離脱を参加の目的とすべきであるという(高橋 2004:442)。

3点目は、参加と協働とを政策過程に応じて

使い分けるものである(佐藤俊一 2002:158; 稲継 2003:46)。先述したように、当初の住民参加は課題設定や決定過程への参加を意図していた。他方で決定されたあとのことを想定(実施+効果の計測)するのは、協働やパートナーシップであるという。すなわち、協働は政策過程全体が対象になるのである。

逆に協働が対象とする政策過程を限定する場合もある。福島(2023:501)は協働の主たる対象は政策実施段階であり、立案段階・評価段階への参加は軽視・消極的対応であったと指摘する。さらにとくに評価は、あえて評価しなくとも、実施段階の外部への公表で評価の任務を果たしたと考えられてきたという。

いずれにしても、行政現場においても参加は各段階に分けて行われてきた・制度設計されてきたとの指摘(今川 2007b:86)もあり、政策過程を貫いた参加や、とりわけ評価のような政策過程の後半部分への参加はあまり考慮されてこなかったようである<sup>7</sup>。

4点目に、とはいっても、具体的に政策過程のどの段階を指示せずに、住民参加による評価を想定したような取り組みを想定した研究がある。たとえば田中(2016)は、政策終了の前に参加や意見聴取があった事例を紹介するし、高橋(2016)も、当初計画から実施過程まで間における変容を市民が承認する手続きについて言及する。このほかにも、山本(1999)はdeLeonのいう「参加型政策分析」の概念を援用しつつ、政策の見直しの要因として住民参加があったことを指摘する。

さらに、住民参加による政策決定の前後に評価結果を利用する例(高橋 2000:154)や、評価に特化していなくとも、参加のなかに評価の要素を見出す場合もある(三好・田中 2001:74; 茂木 2003:120-3)。これらは、明確に評価段階を指示しておらずとも、なんらかの形で政策過程への参加自体が評価と関連することを示唆するものである。

このように、評価と参加に関しては、政策過程のほかの段階と区別される評価段階における参加論と、政策過程のあらゆる場所に評価の要

<sup>6</sup> 政治参加自体もまた多義的であり、必ずしも行政参加と対になる概念とは限らない(蒲島・境家 2020:5-11)。

<sup>7</sup> 政策過程のなかでも評価段階における参加があまり重視されてこなかったのは日本だけではなく、他国でもみられる傾向である(OECD 2017:190-1; OECD 2024:66-7)。

素が存在するととらえる参加論とがあるといえよう。さて、以下では参加論がこうした複数の意味の評価をどのように扱ってきたのかを検討してみよう。

### 3. 何のために・誰が、評価に参加するのか

#### 3.1 「評価への参加」の具体的な取り組み例

以降、評価段階への参加と評価の要素を含む政策過程の各所における参加とをあわせて「評価への参加」と呼ぼう。上記のとおり「評価への参加」が場合によっては特定の段階を前提するわけではない。それでも、政策過程における評価段階への参加の具体的な実践例は少なくない。

たとえば長谷部(2011:19)は市民参加型評価の実践事例として、無作為抽出によって参加者を募り、集中的評価を行う札幌市、ワークショップで成果指標の設定をする盛岡市、NPOによる外部評価・協働型評価が行われている岩手県、事業仕分けを行い、仕分け人である市民が有識者の議論をもとに判定する高島市・佐久市を紹介する。

佐藤徹(2005:188)は評価段階における市民参加の具体的な取り組み例として次の4点を示す。第1に、公表された評価結果に対する意見提出である。これは、次年度以降の施策・事業の立案に市民意見を反映したり、評価の内容に市民意見をフィードバックさせるものである。第2に、市民満足度調査等へのアンケートへの回答である。これは、市民を顧客と位置づけ、重要度と満足度との2つの指標で各自治体に取り組む施策や事業をランキングするものである。第3に、外部評価委員会への参加である。これは議会、外部監査、シンクタンク、マスコミ、NPOへの参加が想定され、その類型として①市民主導型、②専門家主導型、③市民・専門家混合型の3つが提示される。第4に、学習・フォーラムである。これは対話の場、職員研修の開放が想定される。

以上のような「評価への参加」としての意見提出や満足度調査については、そもそも自治体における評価がNPMの発想にもとづく行政改革と軌を一にして進められた背景もあり、住民

を顧客と読み替えた行政サービスのあり方そのものであるといえる。

#### 3.2 「評価への参加」の目的

では、こうした「評価への参加」はいかなる目的で行われてきたのか。先述したように、そもそも住民参加の目的に関して指摘されてきたのは、①計画を現実に引き寄せる点、②自治体の計画が行政だけでは達成できない点、③行政過程をオープンにする点、であった。住民参加のこれらの目的と絡めれば、とくに「評価への参加」の段階にあたっては、次の3点が指摘できる。

1つ目は行政の民主的統制のための「評価への参加」である。行政官ではなく素人である住民が評価することに意義を見出す者(吉富1951)や、市民参加による測定指標の策定に意義を見出す者もいる(小林1975)。

2つ目は、事業の実現力を高めるために評価を活用した協働である。佐藤徹(2005:204)は指標の開発とマネジメントの双方のフェーズに關与する協働型評価を提示し、①まちづくりの進捗度や市民生活の現状を、②共通の評価指標によって、③協働で点検・評価し、④将来に向けた課題や解決方策を見出し、計画や実践につなげるところに意義を見出す。源(2017:4)は同様に協働事業における評価を想定しつつ、効率性や有効性、必要性といった「何の評価」に参加するのか?という観点から、具体的な政策過程と評価手法に切り分け、それぞれを照合させながら考える。そのうえで、課題設定におけるニーズ評価、立案時にセオリーとデザインの評価を行うセオリー評価、実施時におけるプロセス評価、実施後の効果に焦点を当てるアウトカム/インパクト評価、実施後や実施前に行われる効率性評価に整理した。

3つ目は、評価の活用を目的とするものである。西出(2011:67)は評価後の活用に焦点を当て、「役に立つ評価」であるために、評価主体は「評価の結果を欲する者」であるべきだと述べる。むしろ源(2011:62)は評価プロセスを活用することで、評価関係者の関係が評価結果の活用に影響を与えることで、評価の活用のための参加が実現するという。逆にいえば、政策形成やマネジメント支援、知識創造や価値判

断、学習支援といったそれぞれの評価目的に合わせた評価理論の適用が検討される必要がある。そう考えると、参加の目的を検討すること自体も参加で検討した方が望ましい。

以上のような、評価の前段階における目的や対象選定も参加によって検討されるべきという観点については、たとえば浅野・柏田・大沢・東田（2011：5）が事業仕分けにおける対象事業選定からの参加を引き合いに出しながら、行政評価も同様にありべきだと指摘する。こうした繰り返される重層的な参加が、納税者の立場や土地勘のある地域生活者の視点といった多様な視点が反映される機会となり、結果として住民の参加の局面を増やし、判定の正統性・正当性を高めるのである（浅野・柏田・大沢・東田 2011：9）。

いいかえれば、自治体の現状を全体的に評価したり、実行計画や予算計画レベルまでミクロに個々の事業を見すぎたりといった具体的な目的のない「評価への参加」は問題になるし、もちろん結論だけを問うものやトップダウンで事業の手法や内容がすでに決まっているものについては、そもそも「評価への参加」を行う意味がなく、やりようもない（清水 2003：3-4）<sup>8</sup>。

ところで、評価論の方では Rossi や Weiss の議論を踏まえながら、「参加型評価」の理論と手法が積み重ねられてきた<sup>9</sup>。源（2016：22）によると、これは「評価の主体として、評価の知識・技術を持つ専門家集団のみならず、評価対象のプログラムに関わりのある人を巻き込み、共に評価を行う形式」のことである。地方自治論を中心に語られてきた住民参加論と決定的に異なる点は、参加の対象を利害関係者と認めるところにある<sup>10</sup>。利害関係者評価、協働型評価<sup>11</sup>、民主的評価、開発型評価、実用重視評価、エンパワーメント評価といった多様な手法を含む概念である（源 2008：95-6）。

その目的は、源（2008：96）によると第1に実用性、すなわちプログラムや組織の改善、問題解決であり、第2に社会変革、すなわち評価

を通じて抑圧された人びとの代弁と課題解決であった。三好・田中（2001：66-8）によると参加型評価の目的は、①評価参加者の評価能力の向上、②プロジェクトスタッフのオーナーシップの向上と実施能力の向上、③プロジェクト参加者（受益者）のオーナーシップの向上と実施能力の向上、④知識の共有化であり、評価プロセスを通じて得られる評価者や事業関係者の能力や主体性に注目する。

とくにエンパワーメント評価を想定するのであれば、本稿の前半で論じた佐藤竺と同様に、やはり参加を単なる意見表明の機会ととらえるのではなく、住民による、あるいは住民と行政職員とによる討論の場議論の場ととらえる必要があるようである。

以上を整理すれば、「評価への参加」の目的に関しては、「評価のための参加」と「参加のための評価」があるといえる。前者が参加による評価結果の活用を目指すものである一方で、後者は参加機会の創出を目指すものである。

### 3.3 監視か推進か

さて、「評価への参加」でもう1つ重要な視点が、その評価が内部で行われるか、外部から行われるか、という区別である。これは、手法を問いかけるものであると同時に、参加の主体や参加の目的を問うものでもある。もっともわかりやすいのは、方式から「評価への参加」を区別した西尾（2000）である（表3参照）。

外部評価に関しては、次の3つの論点がある。第1の論点は外部評価の目的であり、客観性の確保や市民に対する説明責任、意思決定過程の透明性の向上といった点で説明される（佐藤徹 2005：188）。こうした点においては、行政内部に入り込む協働型評価とは決定的に異なるのである（佐藤徹 2004：72）。

第2は、誰が外部評価を行うのかという主体に関する論点である。すなわち、高度な専門知識をもった有識者か住民か、という点である（福

<sup>8</sup> 逆に市民参加の機能不全（たとえば市民参加を経てつくられた総合計画に対する職員の認知度が惨憺たる状況にある）が行政評価の必要性につながるケースもみられる（本荘 2011：46）。

<sup>9</sup> とくに開発評価や教育評価といった個別の分野に特化した研究が積み重ねられてきた点も、評価論における特徴といえよう。

<sup>10</sup> もちろん、住民が利害関係者に含まれる場合も含まれない場合もあるだろう。結局これは、「参加の主体は誰か」の問いなおしになる。

<sup>11</sup> 協働型評価については、参加型評価の1類型に区分されるか議論があるところである。また、協働型評価自体に関しても、「協働のための評価」なのか「評価のための協働」なのか、概念の揺らぎがあると指摘される（南島 2022：173）。

表3 市民参加型の評価方式

①政府機関による内部評価に市民の意見を 取り入れ反映させる方式		②「エンパワメント評価」 など、政府機関とNPO などの協働で評価が 行われる方式	③市民が政府機関から独 立して評価を行う方式
苦情処理・事後救済、陳 情・請願、情報開示請求、 意見提出など、市民の側 の行動を通して市民の側 から流入してくる情報を 活用する方式	世論調査、インターネット による意見の募集、電 話投票、モニター、パブ リック・コメント制度、 市民陪審、市民パネル、 聴聞会、公聴会など、政 府機関の側が市民の発言 を促し募る方式		

出所：西尾（2000：30-1）

島 2023：506)。もちろん先述した住民参加における住民の多義性と同様の問題は発生する。たとえば団体推薦（普段から行政と関わる「行政への理解」ある住民）なのか、無作為抽出なのか、といった問題もある。前者は代表性に問題があるとみられるし、後者は素人で使命を理解せず、「公務住民」としての役割を認知させるための会議運営の段取りや準備が必要であるといわれる（福島 2023：513-4）。ただ、無作為抽出だからといって代表性を充足していると考えるのは過大評価であるという指摘もある（窪田 2020：76）。

第3の論点は、外部性と内部性をめぐる争点である。もっぱら内部による評価の方が、評価結果を行政運営の改善に反映されやすいと指摘されてきた。（岩淵 2007：22-3；真野 2015：71-3）。それは、監視機能を強調すると行政職員側に忌避される可能性があるためである（塩飽・山崎・森・佐谷 2003：227）。他方で、広聴や相談のように内部性が強く、住民側に参加の実感が薄いものに関しては、住民の関心も低く、住民へのエンパワメントも目的にされにくいと指摘される（今川 2007b：88）。

岩淵（2013：6）は岩手県における評価制度を取り上げながら、「岩手県における評価制度成熟期は、政策評価システムの条例化による内部評価機能の強化と、外部評価導入による外部監視機能の強化と県政への県民参画促進に取り組んだ時期」と、参加と評価、そして内部改革と外部評価が同時期・同時進行的に成熟し、そ

れが政策を推進する力になったことを指摘する。

ところで、新潟市や西尾市の行政評価委員会<sup>12</sup>がある。いわゆる自治体オンブズマン制度である。これらは、住民からの苦情相談に対応するだけではなく、市長の求めに応じて市への市民からの提言・要望等について調査・検討すること、行政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告することが任務となっている（今川 2011：76）。こうしたオンブズマン制度も、場合によっては外部からの「評価への参加」と認識される（武智 2000：125-7）。

## 4. 「評価への参加」の準備と効果

### 4.1 前提条件に関する議論

そもそも「参加」が十分に目的を果たすためには、いくつかの準備が必要であると指摘されてきた。そこで以降では、「評価への参加」の前提条件について3点で考えてみよう。1点目は、行政の持つ情報を住民と共有することである。参加の前提条件として行政が持つ情報を積極的に提供すること、あるいは住民の求めに応じて公開することが必要不可欠であると指摘されてきた（松下 2005：195-6；長谷部 2011：21）。これは直接的に関連する情報や、関連事業の情報だけでは不十分で、総合的な情報提供が必要であるといわれる（長谷部 2011：21）。

<sup>12</sup> 新潟市は2012年4月1日から「行政苦情審査会」に名称変更した。

2点目は、住民参加の制度化である。これは、情報公開や行政手続き、パブリックコメントの制度化と同様である。さもないければ、首長の交代で方針転換してしまうためである（茂木 2006：123）。ただ、逆に制度化すれば、行政に主導権が移ってしまう危険性も指摘される（篠原 1973：4；秋元 1976：16）。

3点目は、住民の評価能力の問題である。参加意欲だけでなく、行政の内部事情、政策過程への理解にくわえて、独善的にならないとか、自身と異なる意見を持つ他の参加者の尊重といった能力が求められる一方で、先述したように「行政への理解ある住民」という行政側にとって都合の良い存在と紙一重である。そこで、ファシリテーター・トレーナーとしての評価専門家によって評価プロセスを経ながら能力を形成する必要が求められてきた。これは評価技能を果たすのではなく、参加者に対する対話促進・評価能力を形成してもらうものである。ただ、こうしたファシリテーターの存在は、評価プロセスの効用を左右しうる（源 2011：64）し、そもそもそうしたファシリテーターをどのように確保するのか、どのように養成するのかという課題がつきまとう（茂木 2006：123）。もちろんこの点もまた、評価段階に限定されるものではない。

## 4.2 住民参加による評価の効果に関する議論

「評価への参加」がもたらす効果についてもまた、多岐にわたって議論されてきた。まずは行政側に対する効果である。評価過程へ住民が参加し、行政の外部者の視点が入ってくことで、適度な緊張感が生まれたり、職員の「やらされている感」がなくなったりして、意識が変わるといわれる（塩飽ほか 2003：228）。あるいは、参加を経ることで行政の取り組みに正当性を与えるとも指摘される（山本 1999：25）。

続けて、住民の側への効果については、住民の関心を引き上げ、参加を喚起し、エンパワーメントにつながるという指摘は多い（茂木 2006：117；長谷部 2011：20）。また、参加の機会があることで、人びとの議論を活発化させるという指摘もある。結局広聴やオンブズマン制度といった行政内外からの相談機関・監視機

関の設置・強化を図るよりも、住民自身の参加の機会をつくった方が、住民の依頼心をなくし、自立心を高めるといっているのである（今川 2007b：91）。そうした参加の機会は次につながり、繰り返せば、住民の主体性や相互理解、政策に対する知識や理解、住民の当事者意識が高まるのである（Patton 1997：156-7；松下 2005：152；高橋 2008：55）。

評価の結果が与える影響だけではなく、評価のプロセス自体が関係者に与える影響も重視すべきだという指摘もある（源 2008：95；真野 2015：78）。評価のプロセスにおいて、参加者自身が自分たちの関心や問題意識を評価デザインに組み込み、評価の目的に沿って評価手法を選択していくことにより、評価プロセスやその結果に対する理解が深まり、かつ当事者意識が高まることにより、プログラムの効果的実施や評価結果の有用活用につながるのである（源 2011：62）。

## 4.3 「評価への参加」の課題

最後に、結論にかえて「評価への参加」に関する課題を次の4点で整理しておこう。

第1に、評価の段階に限らず住民参加全般の課題として、代表性の問題が指摘できる。要するにごく一部の住民によって行われる参加にどこまでの意義を求めるのか、という問題提起である。実際のところ、住民へ参加を呼び掛けても、「反応がほとんどない」や「無作為抽出で選ばれても参加しない」といった状況が長らくある（佐藤徹 2005：200；窪田 2016：55）。その理由は、そもそも評価自体知られておらず、また、参加の対象事業によっては利害関係の濃淡が必ず存在するためである。

実際に参加するにあたって膨大な情報量を整理できる能力や設定された指標の意味を読み解く能力が求められる一方で、住民と行政とは情報の非対称性がある。さらには行政への精通度がどうしても求められてしまう。そもそも自分の生活の時間を削ってでも公共の議論に参加しようという住民はどの程度いるのか。規範としての住民参加の最大の課題はこの点にあるといっても過言ではないだろう。

行政の側からしてみれば、調査対象の選定や呼びかけ方、呼びかける範囲やタイミングを工

夫したところで呼びかけても集まらない住民参加の意義を見失いやすい。さらに、呼びかけ方についても、行政側が指定するのは言わずもがな、公募や無作為抽出のどちらが参加する住民の多様性を実現できるのか、議論が分かれるところである(窪田 2020: 76)。

こうした状況に対しては、参加のハードルを下げることで解決につながる発想がある。たとえば金・原科(2005: 257-8)は、参加のなかに発言の機会ある傍聴参加の仕組みを設けることで、正式な参加者である委員以外の広範な参加を可能にし、地域社会と接続できるという。

第2に、参加のレベルの問題である。狭義の参加が広聴や満足度調査とは区別されたように、単に住民の意見を聞くというだけの「ご意見を伺う恒例行事」にならない仕組みづくりは重要である。それは、今川が「水平的利害調整」という呼び方をするように、住民対行政との関係を前提にした「行政に対して要望を言って実現させる」の発想ではなく、住民自身が議論に参加し、決定の責任を分有することを意味する。さらにそこには、参加による評価で得られたものをいかに行政が自らの政策形成やマネジメントへ結び付けるのか、体制整備やルール化も想定しなければならない(佐藤徹 2004: 73; 富田 2004: 81)。

これらの課題に共通するのが、「評価への参加」の有効性に関する問題である。行政評価においてしばしば指摘される行政職員の「評価疲れ」と同様の問題が、「評価への参加」でもみられる(前田・広瀬・杉浦・柳下・松野 2005: 286)。これは評価作業自体の負担の大きさによるものではなく、評価結果が次の政策形成やマネジメントに反映されないことの徒労感に由来する。つまり「評価」という作業に参加する意義が、どれだけ感じられるか、ということである。

第3に、行政側の体質の問題もある。住民参加の体制整備やルール化ができていても、本来期待された参加制度を実現できるかどうかは、住民参加を運営する行政職員の手腕にかかっている側面はどうしても存在する(今川 2007a: 85)。そもそも評価や参加に対する行政側のアレルギーもある。また参加の仕組みについても部署ごとの参加にするのか、横断的な参加にするのか、政策過程で分けるのか、行政側で検討・

準備しなければならない項目はあまりに多い。

このことは、住民参加がどうしても理念的な領域から抜け出せないところにも原因がある。いかえれば、顧客志向や職員の意識改革からはじまり、経験主義的・結果を重視しつつ実践的な評価とは必ずしも軌を一にするとは限らないのではないか(高橋 2004: 431)。抽象論としての参加論を具体化するには、行政職員の負担は大きいと思われる。

第4に、なおかつそこにのしかかるのが、「評価」概念のあいまいさである。「評価」は自治体や中央省庁の各アクターが独自の解釈を重ねてきた結果として幅を広げ、しかもそれが評価業務の多忙化や形骸化を招き、評価という行為に対しての作業負担や徒労感を生じさせているという指摘は、数多くの評価論者が行ってきたものである(山谷 2006; 南島 2020; 西出 2020; 杉谷 2024)。繰り返しになるが、気をつけなければならないのは、やみくもな「評価への参加」は、形式主義に陥るのみならず、それこそ行政職員だけではなく、参加した住民の作業負担や徒労感を生じさせてしまう。

そう考えると、どのような政策・施策・事業を、誰がどのような目的・方法で評価するのか、そこに誰が参加すべきかを検討すること自体が、「評価への参加」以前の問題としてあるといえる。「参加」と「評価」、いずれにおいても概念の広さとともに、理想と実践の差に課題が存在するのである。

## 5. おわりに

本稿で扱ってきた参加論と評価論の交差点には、大きな論点として次の2点がある。1つは、「どこまでが参加か」という参加概念の問題である。広く参加論においても、「評価への参加」へ限定したとしても、アンケートや満足度調査といった意見聴取から、実質的な討議や決定、協働に至るまでを射程に収める広義の参加概念を前提にした、共通の問いになる。

もう1つは、評価を一連の政策過程における後半部分に位置づけることを前提として、意義ある参加のために「いつ参加するのか」という問いである。逆に、一連の政策過程のあらゆる部分に評価の要素があるという見方が現れる

と、「評価とはなにか」と問う問題につながる。

この2つの問いは、それぞれの分野で問われ続けてきた問題である。実践的には、どのような場合にどのような手法による参加が効果的か、といった参加の目的と参加の手段の適合が求められる。そのためには、政策過程の各段階を通じた参加の検討が必要である。

さらにいえば、参加の概念の広がりも含めて、より広い意味で住民と行政との接点のさまざまな局面において、評価とどう関連づけられるのか整理する必要がある。それは、政策過程にかける「参加」と「評価」の意味を問いなおすことになるからである。

ともあれ、政策評価導入時にその主たる目的の1つとして唱えられたアカウンタビリティの強化を再度見つめなおすのであれば、主権者かつ政策の受益者である市民がその効果や改善、そもそもの目的について討議できる「評価への参加」は、すべての問題を解決するわけではないが、当初目指された政策評価の方向性に適うはずである。ただし、これを実践的な問題として取り組むためには、先述したように「参加」や「評価」概念のあいまいさを克服しなければならない。両概念を分解した「評価への参加」研究が必要である。

## 参考文献

秋元律郎 (1976) 「自治体行政と住民参加」『都市問題』67 (1)、15-27。  
 秋吉貴雄 (2022) 「第4章 政策問題の構造化」秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』65-83、有斐閣。  
 浅野美代子・柏田真・大澤宣仁・東田親司 (2011) 「評価と事業仕分けの連携—住民参加による『新評価事業』の展望」『評価クォーターリー』(16)、2-12。  
 稲継裕昭 (2003) 「パブリック・セクターの変容」森田朗編『分権と自治のデザイン』、27-49、有斐閣。  
 今井照 (2006) 『自治体のアウトソーシング』学陽書房。  
 今川晃 (2007a) 「参加・協働型行政と自治体のアカウンタビリティ」今川晃・牛山久仁彦・村上順 (編) 『分権時代の地方自治』75-89、三省堂。  
 今川晃 (2007b) 「責任と参加の架け橋」、『同志社政策研究』1、86-93。  
 今川晃編 (2014) 『地方自治を問いなおす』法律文化社。  
 岩淵公二 (2007) 『外部評価の機能とその展開』第一法規。  
 岩淵公二 (2013) 「制度と体制の諸相—岩手県の評価—」『日本評価研究』12 (3)、3-13。  
 榎並利博 (2002) 『電子自治体』東洋経済新報社。  
 鍵屋一 (2011) 「地域主権時代の防災政策を考える (上) 政策評価、市民参加、地域継続計画」『地方行政』10205、2-7。  
 金井利之 (2021) 「第20章 住民と自治体」磯崎初仁・金井利之・伊藤正次『ホーンブック地方自治新版』242-51、北樹出版。

蒲島郁夫・境家史郎 (2020) 『政治参加論』東京大学出版会  
 金澤華・原科幸彦 (2005) 「地域環境計画づくりにおける円卓会議方式の住民参加の評価」『環境情報科学論文集』19、253-258。  
 窪田好男 (2016) 「政策評価と民意」『公共政策研究』16、46-58。  
 窪田好男 (2020) 「自治体評価に参加する市民・参加しない市民」『福祉社会研究』20、67-79。  
 小林紘 (1974) 「自治行政とシステム分析」『地方自治』317、22-7。  
 佐藤竺 (1976) 『転換期の地方自治』学陽書房。  
 佐藤竺 (1989) 「Ⅲ行政責任論 2. 行政と市民」加藤一明・加藤芳太郎・佐藤竺・渡辺保男『行政学入門 第2版』203-221、有斐閣双書。  
 佐藤竺 (1990) 『地方自治と民主主義』大蔵省印刷局。  
 佐藤徹 (2004) 「『協働型評価』による地域マネジメントの確立に向けて」『地方自治職員研修』37 (4)、70-73。  
 佐藤徹 (2005) 「第8章 行政の政策評価過程における市民参加」佐藤徹・高橋秀行・増原直樹・森賢三『新説 市民参加』183-207、公人社。  
 佐藤俊一 (2002) 『地方自治要論』成文堂。  
 塩飽邦憲・山崎史郎・森貞述・佐谷けい子 (2003) 「地方分権による保健医療福祉活動の展開 (15・最終回) 座談会 地方分権と地方自治 (2) 住民自治から評価の時代へ」『公衆衛生』67 (3)、226-9。  
 篠原一 (1973) 「市民参加の制度と運動」『現代都市政策Ⅱ』3-38、岩波書店。  
 清水江一 (2003) 「自治体政策形成への提言—本当の政策評価・真の住民参加」『人事管理』345、2-16。  
 新谷浩史 (2003) 「参加型評価論序説」『早稲田政治公法研究』73、119-38。  
 杉谷和哉 (2024) 『日本の政策はなぜ機能しないのか?』光文社新書。  
 高橋克紀 (2002) 「日本の行政マーケティング言説批判」『社会科学』69、159-85。  
 高橋克紀 (2004) 「行政評価条例における『住民参加』—概念の齟齬—」『社会科学』72、427-53。  
 高橋克紀 (2016) 「第5章 政策実施と市民の討議」真山達志編『政策実施の理論と実像』86-105、ミネルヴァ書房。  
 高橋滋 (2000) 「行政評価と意見聴取・参加手続き」西尾勝編『行政評価の潮流—参加型評価システムの可能性—』143-76、財団法人行政管理研究センター。  
 高橋敏彦 (2008) 「新しい『参加』への挑戦 市民参加型政策評価の活用を」『地方自治職員研修』41 (12)、53-5。  
 武智秀之 (2000) 「第4章 信頼の制度設計」西尾勝編『行政評価の潮流—参加型評価システムの可能性—』109-41、財団法人行政管理研究センター。  
 田中優 (2016) 「第6章 地方自治体における政策の終了と失敗」真山達志編『政策実施の理論と実像』106-36、ミネルヴァ書房。  
 田中弥生 (2008) 『NPO 新時代』明石書店。  
 田中弥生 (2011) 「エクセレント NPO 基準—課題解決としての評価—」『日本評価研究』11 (1)、3-19。  
 富田一男 (2004) 「市民参加型外部評価委員会」『地方自治職員研修』37 (5)、79-81。  
 南島和久 (2020) 『政策評価の行政学』見洋書房。  
 南島和久 (2022) 「『協働型評価』とは何か、何であるべきか」山谷清志・岩淵公二編『協働型評価と NPO』167-85、見洋書房。  
 西尾勝 (1976) 「行政需要概念の再構成」『年報行政研究』12、1-51。  
 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会。  
 西尾勝編著 (2000) 『行政評価の潮流—参加型評価システムの可能性—』財団法人行政管理研究センター。  
 西出順郎 (2011) 「行政部門評価におけるベンチマーキングの現実機能—評価主体の協働と評価性向試論—」『日本評価研究』11 (2)、65-75。  
 西出順郎 (2020) 『なぜ政策は検証できないのか』勁草書房。

- 長谷部英司(2011)「市民自治への行政評価活用法－市民が主役のまちづくりを目指して」『評価クォーターリー』17、13-22。
- 平岡俊一(2005)「地方自治体での地球温暖化対策における市民参加に関する研究」『環境情報科学論文集』19、217-22。
- 福島康仁(2023)「協働型地域社会における政策過程と評価」『日本法學』88(3)、501-26。
- 本莊重弘(2011)「川西市における行政評価の取り組みとベンチマーキングの可能性」『日本評価研究』11(2)、45-54。
- 前田洋枝・広瀬幸雄・杉浦淳吉・柳下正治・松野正太郎(2005)「市民参加型会議におけるエンパワーメント評価」『社会技術研究論文集』3、279-89。
- 牧田義輝(2007)『住民参加の再生』勁草書房。
- 松下圭一(2005)『自治体再構築』公人の友社。
- 真野毅(2015)「プログラム評価による自治体戦略の協働マネジメント～豊岡市における新しいガバナンス体制の試み～」『日本評価研究』15(1)、69-81。
- 源由理子(2008)「参加型評価の理論と実践」三好皓一編『評価論を学ぶために』95-112、世界思想社。
- 源由理子編(2016)『参加型評価－改革と変革のための評価の実践－』晃洋書房。
- 源由理子(2017)「『協働』の概念再考と評価：共同事業と参加型評価の親和性に着目して」『地方行政』10762、2-5。
- 宮川裕二(2023)『「新しい公共」とは何だったのか』風行社。
- 三好・田中(2001)「参加型評価の将来性－参加型評価の概念と実践についての一考察－」『日本評価研究』1(1)、65-79。
- 茂木勇(2006)「基礎的自治体における参加型評価の適用に関する研究」『21世紀社会デザイン研究』5、115-25。
- 森田朗(2006)『会議の政治学』慈学社。
- 山本清(1999)「住民参加と評価システム」『NIRA 政策研究』12(12)、23-6。
- 山谷清志(2006)『政策評価の実践とその課題』萌書房。
- 吉富重夫(1951)「行政能率と行政計画」『都市問題研究』21、17-44。
- 寄本勝美(1981)「政策形成と参加」日本経営協会編『80年代日本の行政－その課題と提言－』141-50、日本経営出版会。
- Arnstein, S. R. (1969) A Ladder of Citizen Participation. *Journal of the American Planning Association*, 35(4), 216-24.
- Burns, D., Hambleton, R. and Hoggett, P. (1994) *The Politics of Decentralisation*, Palgrave.
- deLeon, P. (1997) *Democracy and the Policy Science*, State University of New York Press.
- Hood, C. (1986) *Administrative Analysis: An Introduction to Rules, Enforcement and Organizations*, Harvester Wheatsheaf. (= 2000 森田朗訳『行政活動の理論』岩波書店。)
- Lazarsfeld, P. F. and Reitz, J. (1975) *An Introduction to Applied Sociology*, Elsevier. (= 1989 齋藤吉雄監訳『応用社会学：調査研究と政策実践』恒星者厚生閣。)
- Mark, M. M., and Shotland, R. L. (1985) Stakeholder-Based Evaluation and Value Judgments. *Evaluation Review*, 9(5), 605-26.
- Nabatchi, T. (2012) *A Managers Guide to Evaluating Citizen Participation*, IBM Center for the Business of Government.
- OECD (2017) *Government at a Glance 2017*, OECD Publishing, Paris.
- OECD (2024) *Government at a Glance: Latin America and the Caribbean 2024*, OECD Publishing, Paris.
- Patton, M. Q. (1997) Toward Distinguishing Empowerment Evaluation and Placing It in a Larger Context. *Evaluation Practice*, 18(1), 147-63.
- Rossi, P. H., Lipsey, M. W. and Freeman, H. E. (2004) *Evaluation: A Systematic Approach* (7th edition), Sage.